

<b>規制</b>	自治体	静岡市	部課	交通政策課
<b>規制の名称</b>				
静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例				
<b>根拠条例等</b>				
駐車場法、静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例第4条				
<b>規制の目的</b>				
大規模施設による駐車需要の増大による渋滞などの交通問題を、起因者である事業者に対策を義務付けるため				
<b>規制内容の概要</b>				
旧静岡市では S40 に条例公布、旧清水市では S56 に条例公布、合併後、現条例を H15 に条例公布				
特定用途（ホテル、百貨店、事務所） 延床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 150 m <sup>2</sup> /1 台  非特定用途（マンション、福祉施設） 延床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上 450 m <sup>2</sup> /1 台				
<b>規制の概念図</b>				
<pre>                 graph TD                 A[商業地域・指定近隣商業地域、周辺地区（清水区）] -- はい --&gt; B[特定用途 1,000 m²以上 非特定用途 2,000 m²以上]                 A -- いいえ --&gt; C[適用外]                 B -- はい --&gt; D[用途に応じた駐車場台数の確保]                 B -- いいえ --&gt; E[適用外]                 D --&gt; F[申請]                 F --&gt; G[審査]                 G --&gt; H[確認書の公布]                 H --&gt; I[建築確認の際に確認書の添付]             </pre>				

<b>提案</b>	提案主体	会社・団体
<b>提案事項</b>		
駐車場附置義務の緩和		
<b>提案の具体的内容</b>		
駐車場附置義務条例においては、静岡市内において商業地域、近隣商業地域及び周辺地区内で、一定規模以上の建築物の新築、増築、用途の変更をする場合には、原則としてその敷地又は建築物内に駐車場施設を設置する規制となっている。 特定用途（ホテル、百貨店等）については、敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 、非特定用途（マンション、福祉施設等）においては、2,000 m <sup>2</sup> を超える場合には、特定用途は、延床面積 150 m <sup>2</sup> 毎 1 台、非特定用途は延床面積 450 m <sup>2</sup> 毎 1 台が必要台数要件である。この規制の緩和もしくは撤廃を提案したい。その対策として、中心市街地周辺にフリンジ駐車場を整備することで、中心市街地の自動車交通の過度の集中を避けることにより、自動車交通を分散するとともに、中心市街地駐車場の待ち行列を抑制し、道路交通の円滑化が図れる。		
<b>対応</b>	措置の分類	条例改正の検討
<b>措置の概要（対応案）</b>		
前回の条例改正（平成 15 年）から年月が経過し、社会情勢等変化してきている為、条例改正の可否について検討することとしている。 検討工程としては、平成 29 年度以降に駐車場需要等の実態調査を実施し、静岡市政策法務委員会※において規制の緩和や撤廃が適切なのか検討する。 政策法務委員会での審議結果を踏まえ、緩和や撤廃が必要ということになれば、条例改正に向けて手続きを行う。		
※政策形成に係る条例、規則等の立案、法執行、法解釈その他の政策法務を積極的に推進し、地方分権時代に対応した自立した行政運営を図るための庁内組織		